

○四條畷市都市計画審議会条例

平成5年3月30日

条例第6号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、四條畷市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法律によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員 5人
- (2) 一般市民 2人
- (3) 学識経験を有する者 8人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了するまでとする。

5 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とし、任期は委員の任期による。ただし、会長は、第3

条第2項第3号に掲げる委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年5月20日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、改正後の四條畷市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により任命された委員とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第

7 2 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和 3 年条例第 2 0 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。